

広島市規則第24号

令和7年3月11日

広島市消防団員の服制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市消防団員の服制に関する規則の一部を改正する規則

広島市消防団員の服制に関する規則（昭和30年広島市規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表の消防団員服制（男性）の表冬活動服の項中「冬活動服」を「活動服」に改め、同表夏活動服の項を削り、同表備考の1及び備考の2を削り、同表備考の3中「冬活動服」を「活動服」に改め、同表中備考の3を備考の1とし、備考の4を備考の2とし、備考の5を備考の3とする。

別表の消防団員服制（女性）の表冬活動服の項中「冬活動服」を「活動服」に改め、同表夏活動服の項を削り、同表制帽の項中

	き 章	金色金属製消防団き章とする。 台地は、紺色の毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。 形状は、第5図2のとおりとする。	を
--	-----	---	---

	き 章	金色金属製消防団き章とする。
--	-----	----------------

		台地は、紺色の毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。 形状は、第5図2のとおりとする。
	周章	階級に応じ、金色の平しま織線を付ける。 形状及び寸法は、第2図1(4)のとおりとする。

に

改め、同表靴の項中「ローヒールのパンプス」を「ローファー」に改め、「形状は、第6図のとおりとする。」を削り、同表備考の1中「冬活動服」を「活動服」に改める。

別表の第1図の3中「冬活動服・夏活動服」を「活動服」に改める。

別表の第6図を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に女性の消防団員に貸与されている制帽及び靴に係る服制については、この規則による改正後の広島市消防団員の服制に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。